### 島根県消費者センター

## 消費者被害注意情報

201802号

平成30年6月18日 島根県消費者センター

神谷(啓発)・田邊(相談)

Tel:0852-22-5103 Fax:0852-32-5918

E-Mail:syohisen@pref.shimane.lg.jp

# 仮想通貨トラブルにご注意! 投資実態や内容に不安があれば取引しない

登録業者であることを確認し、リスクを理解した上で万全の安全対策を

#### (相談事例 1)

「専門家チームが仮想通貨の市場動向を予測し、投資家から集めた資金を増やし続けるプロジェクト」の広告をSNSで見つけた。「10万円入金すれば半年で300万円になり、特典として10万円の仮想通貨を付与」との動画の説明に魅かれ、参加することにした。しかし、仮想通貨はもらえず、運用収益として振り込まれた金額もほんの数十円で、サポートとも連絡がとれなくなった。説明と実態が違いすぎるので、解約し、支払った100万円を返金してほしい。 (40代男性)

#### (相談事例 2)

SNSで「仮想通貨を運用し、値が上がればいつでも引き出せる」というネットビジネスを見つけた。参加料10万円をカードで分割払いし、無料のアプリをダウンロードした。しかし、いつになっても仮想通貨の振込がなく、自動返信メール以外に返答がない。カード決済による口座引き落としは毎月続いており、不安なのでやめたい。 (60代男性)

#### 県消費者センターの対応

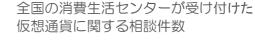
当センターで仮想通貨取引会社を調べたところ、実体のない業者であったため、相談者に対し「債務不履行」を理由にクレジット会社と決済代行会社に支払い停止の書面を送付するよう助言しました。現在も、解約手続きを交渉中です。

## 仮想通貨取引 ここに注意!

- 1 投資の実態や内容に不安があれば取引しない 仮想通貨は一般消費者が実態を確認することが難 しく、将来的に適正に取引されるのか、高配当を生 み出す仕組みがあるか調べることも極めて困難です。 投資の実態や内容に不安がある場合は取引をしない 慎重さが必要です。
- 2 登録業者であることを確認しリスクを理解して 仮想通貨の取引にあたっては、仮想通貨交換業の 登録業者であることを金融庁のサイトで確認してく ださい。仮想通貨のリスク(価格変動や不正アクセ ス等)について十分理解し、必要なセキュリティ対 策を業者に確認して利用してください。

#### 3 話題性に惑わされない

勧誘時には「AI(人工知能)」「仮想通貨のマイニング(採掘)」といった話題性のある言葉に惑わされ、その気になりがちです。仮想通貨に便乗した詐欺的な投資話にも注意が必要です。





# 仮想通貨に関するトラブル 相 談 窓 口

金融庁「金融サービス利用者相談室」 **0570-016811** (平日10時から17時まで)

消費生活相談「消費者ホットライン」 局番なしの188

警察相談専用電話 #9110 (原則、平日8時30分から17時15分まで)